

教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書

第7次教職員定数改善計画の完成後10年もの間、国による改善計画のない状況が続いている。日本は、OECD諸国に比べて、一学級当たりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数が多い状況である。子どもたちの学びの質を高めるための教育環境の実現のためには、定数改善や少人数学級推進は不可欠であり、自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要である。

義務教育費国庫負担制度については、三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などに見られるように教育条件格差も生じている。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、GDPに占める教育費の割合はOECD加盟国の中で日本は最下位であり、教育予算は十分とはいえない。

将来を担い社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は、極めて重要である。本市が目標とする「豊かな感性とたくましい行動力を持ち、互いのよさを認め合いながら、進んで自己の課題に取り組むことのできる、心身共に健康な児童生徒の育成」のためにも、未来への先行投資として子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要がある。

以上のことから、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。
- 3 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月15日

甲 府 市 議 会

提出先

内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 文部科学大臣